

宝塚市西谷地区まちづくり協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、宝塚市西谷地区まちづくり協議会（以下「西谷コミュニティ」という。）という。

(地域)

第2条 西谷コミュニティの構成区域は、宝塚市西谷地域内とする。

(事務所)

第3条 西谷コミュニティの事務所は、会長の定める所に置く。

(会員)

第4条 西谷コミュニティの会員は、当該地域内に居住する者及び地域内の事務所事業所等とする。

(委員)

第5条 委員は、原則として構成区域内の自治会、農会、婦人会、老人会など別表に掲げる各団体の代表者とする。

2 ただし、会長が事業推進のために必要があると認めるときは、前項の規定によらず会長の推薦により、会議の議決を経て委員を置くことができる。

(委員の任務)

第6条 委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 西谷コミュニティの運営方針の決定に参画すること。
- (2) 西谷コミュニティの役員を選出すること。
- (3) 西谷コミュニティの運営方針に基づきコミュニティ活動を実施すること。

(役員)

第7条 西谷コミュニティに次の役員を置き、役員会を構成する。

会長1名、副会長3名、会計1名、事務局長1名、理事若干名、監事2名

(役員の任務)

第8条 役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、西谷コミュニティを代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、西谷コミュニティの運営及び活動に伴う経理の収支を記録し、決算報告をする。
- (4) 事務局長は、西谷コミュニティの円滑な運営を図るため、各種の事務を担当する。
- (5) 監査は、西谷コミュニティの会計監査の事務を担当する。
- (6) 理事は、役員会に出席し、本会の目的を遂行するために運営方針の策定と審議に参画し、実施にあたっては実行委員となり分掌するものとする。

(委員及び役員の任期)

第9条 委員及び役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により選出された委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第10条 本会に顧問及び相談役をおくことができる。

2 顧問及び相談役は、会長の推薦により、会議の議決を経てこれを委嘱する。

第2章 目的及び活動

(目的)

第11条 高齢化社会及び生涯学習社会を迎え、西谷地域に居住する住民相互の交流と住民主体の文化・学習、健康増進、福祉活動、環境美化活動、その他地域事業等を促進し、新しい連帯感のある地域コミュニティづくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第12条 西谷コミュニティは、第11条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 総会及び役員会、部会

(会議)

第13条 1 西谷コミュニティの会議は、総会、役員会、部会とする。

2 会議は、それぞれ2分の1の出席により成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

3 議決は多数決とし、可否同数のときは議長が決定する。

(総会)

第14条 1 総会は委員を以て構成し、毎年4～5月に定例総会を開催し会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会は、次の事項について議決する。

(1) 事業計画及び予算の承認

(2) 事業報告及び決算の承認

(3) 役員の選出

(4) 会則の制定及び改廃の承認

(5) その他西谷コミュニティの運営に関する重要事項の承認

(役員会)

第15条 1 役員会は、役員をもって構成し、必要により会長が招集する。

2 役員会は、次の事項について協議決定する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会議決事項の具体化の協議、決定

(3) その他必要事項

(部会)

第16条 1 西谷コミュニティの目的を達成するため、地域に多角的な活動を企画・実施するための部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び会員によって構成される。

第4章 会計

(経理)

第17条 西谷コミュニティの経理は、団体会費、助成金及び寄付金をもって充てる。

(会計年度)

第18条 西谷コミュニティの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 雑則

(雑則)

第19条 この会則に定めるもののほか、部会活動等、西谷コミュニティ運営に必要な規則は、役員会の議を経て会長が定める。

付 則 この会則は、平成6年7月8日から施行する。

付 則 この会則は、平成15年5月17日から施行する。

付 則 この会則は、平成17年5月14日から施行する。

西谷地区まちづくり協議会組織図

平成30年度

